

○総務省令第二十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣 山本 早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中(12)を(13)とし、(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 超高精細度テレビジョン放送

別表第二号第5の注19(2)イ(イ)中「32.5941メガボア」を「33.7561メガボア」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。